

# 保育通信

## 臨時増刊

2011 NO.672

公益社団法人全国私立保育園連盟

被災した子どもたちのケアと  
保育園の復興、保育救援活動に  
あなたの力を！

子どもの育ちを支える運動  
BREEDING  
展開中





# 第48回 全国私立保育園連盟定期総会 特別決議

全国私立保育園連盟

3月11日に東日本を中心として発生した大震災（東北地方太平洋沖地震）は未曾有の被害をもたらし、震災の影響の広がりには未だ予断を許さない状況である。多大な悲痛と悲嘆に見舞われた事態であるが、今この国家的危機に対して、われら全国の民間保育園は一丸となり、子どもたちの将来のため、子どもの最善の利益を求めた歩みを決して留めることなく立ち向わなければならない。

震災からの一日も早い復興と更なる発展を願い、本連盟第48回定期総会において下記を緊急に提起する。

- 一、われらは、本連盟基本綱領の精神のもと、全国の組織並びに会員の団結を強め、民間事業の特性を発揮しつつ相互連携・協力により被災地域の保育園の支援と復興のため寄与する。
- 一、われらは、上記の遂行のため、公立保育所をはじめ様々な保育事業及び関係機関と協力を進め取り組む。
- 一、われらは、一日も早い復興をめざして、被災地域のすべての子どもの安全と安心のため必要なあらゆる方法を駆使し尽力する。
- 一、われらは、震災に屈することなく、この国の子どもたちの未来のため、将来の安定した社会の一日も早い構築・実現に向けて諸団体と相携えて、推進的役割を遂行する。

以上決議する。

平成23年3月29日

第48回 全国私立保育園連盟定期総会

この度の保育園等の全体の被害状況については、厚労省保育課も総力をあげて把握に努めていますが、各種報じられているとおり沿岸部などの被害は甚大な状況であり、福島原発の関係で避難を余儀なくされている地域等も含めて、未だ全体の把握には至っていない状況です。本連盟も全保協、日保協と協力しつつ、情報収集に努めております。情報が入り次第、ご報告をさせていただく予定ですが、被災地にある保育園の情報をお持ちの方は、下記のメールアドレスに情報をお寄せいただきますようお願いいたします。

\*全私保連 E-mail : ans@zenshihoren.or.jp



イラスト・渡辺リリコ

全私保連会員園の被災状況（岩手県山田町）

# 保育園は、町の復興を担う 大きな役割を果たしています



避難所として避難者を受け入れている豊間根保育園

4 月6日、会員園の被災状況を調査するために現地入りした我々が目にしたのは、現実のものとは思えない光景だった…。

今回の調査で、被災地の一部地域である岩手県宮古市から釜石市の約50kmを移動したが、沿岸部はすべて壊滅状態で、民家や車、そして船までもががれきと化し、あたり一面を覆うその光景は、復興までの長い道のりを予見させるものであった。国内観測史上最大の巨大地震が引き起こした大津波は、そこで生活する人々のすべてを破壊してしまったのだ。

3月11日以降、しばらく連絡不通だった岩手県下閉伊郡山田町の会員園、豊間根保育園と山田町第一

保育所を訪問した。

**豊** 間根保育園は山間部に位置しているため、津波による直接的な被害がなく、水道や電気などのライフラインもすでに復旧していた。生活に必要な物資は、決して十分とはいえないが、震災直後に比べて行き届いているようで、子どもたちからは被災を感じさせない笑顔が溢れていた。

現在は避難所としての二重の機能を有しており、60名定員の園舎に約70名の避難者が生活をともにし、保育室には布団や生活用品が敷き詰められた状態だったが、避難者の受け入れと子どもたちの保育を担い、力強く明日を見据えている職員のみなさんの



左上・豊間根保育園の保育室／右上・壊滅した山田町の市街地  
中2点・国道45号線沿いの様子／下2点・大津波で倒壊した釜石市の中心部

姿は、逆に我々に力を与えてくれた。

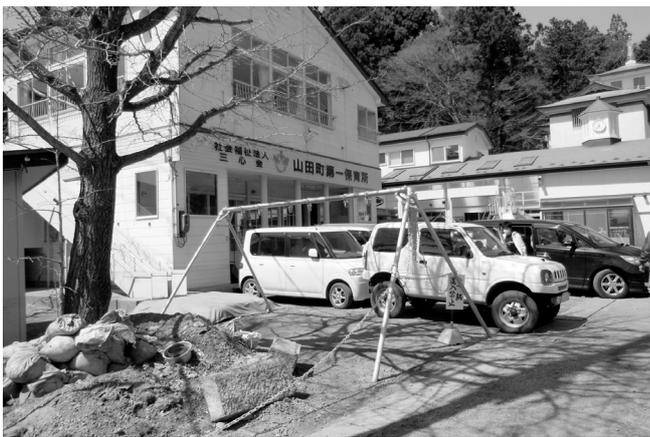
**山**田町第一保育所は、沿岸部の壊滅した市街地にあるが、海岸から少し離れた高台に位置しているため、園舎の損壊は寸前のところで逃れた。しかし、津波は園舎の1階まで押し寄せ、敷地内は泥とがれきで埋まってしまった。数メートル手前まで、倒壊した建物ががれきの山となって広がり、阿部哲雄園長先生の「津波が、がれきとなって押し寄せてきた」という言葉が、大津波の脅威をそのまま物語っていた。

約100名の園児は、職員が抱きかかえて近くの山に避難したため無事だったが、地震直後に父親が迎

えに来た姉妹の園児2名が車で逃げる途中に波にのまれ、保育園を休んだ子ども1名が依然として行方不明とのことだった。

訪問した翌日の4月7日から保育を再開するため、園舎はきれいに清掃され、電気も前日に復旧していた。断水は続いているが、給水車から職員が水を運び、給食もつくれるようになった。しかし、津波が運んできたがれきは、処分できないまま敷地の隅に積まれ、水浸しになった玩具の代わりも十分に揃っていない。

そして何よりも、職員自らが被災者なのである。職員の半数近くは自宅を失い、保育者である前に日



上・山田町第一保育所付近の住宅地

左下・寸前のところで損壊を逃れた山田町第一保育所の園舎／右下・山田町第一保育所敷地内から見た近隣の住宅地

常生活すらままならない被災住民なのである。そのような状況下、復旧作業や明日からの生活に奔走する親のため、山田町第一保育所は保育の再開にこぎつけたのだ。

被災者を受け入れている豊間根保育園とともに、山田町の復興に欠かせない大きな役割を果たしていることを痛感した。

**被** 災地の復旧・復興には、長い年月を要すると  
 思われるが、その間も被災地の子どもや親の  
 ために保育園であり続けるこの2園に対して何が  
 できるのか？ 帰り際に掛けた「頑張ってください!!」  
 の言葉は、極限状態の生活を強いられている職員の

みなさんにとって無力であり、そして不敬だったと  
 今更ながら後悔する。

また、会員外の保育園では、園舎の損壊や人的被害を受けたところが数多くあると聞いている。避難所生活の子どもたちやそこで子育てをしなければならない親たちなど、支援を必要とする被災者に対して、私たちは何ができるのか？

全私保連として取り組める支援策を早急に検討するため、4月14日、盛岡市にて第1回災害対策会議を開催する予定なので、内容については後日報告したい。

(全私保連総務組織部・菊地秀一)

## 大津波に飲み込まれた仙台空港（宮城県名取市） 思いやりの心



3 月11日（金）午後2時46分、東北地方太平洋沖地震が起きたとき、私は仙台空港にいました。前日に仙台市内で開催された「保育施設における子どもの権利保障を考える委員会」に出席し、この日、仙台空港を午後3時35分に出発する大阪伊丹便に搭乗するため、空港に着いたばかりのことでした。

突然、これまで体験したことのない縦横激しい揺れの地震に襲われ、ターミナルビルは荷物や売店の商品などが散乱し、ガラスが割れ、スプリンクラーが作動して大パニックになりました。

長い揺れが収まるのを待ってビルの外に避難しました。1,000人を超える人たちがようやく避難した頃、「大津波警報が発令されました。すぐできるだけ高い場所に避難してください」というアナウンスが流れ、再びビルの3階に移動しました。

しばらくすると、海側から途轍もない大きな津波がやってきました。大津波は建物や車やコンテナなどを見る見るうちに飲み込んで通り過ぎ去っていきました。とても現実とは思いがたい光景でした…。

それから、丸2日間にわたる電気や水などのライフラインが断たれた被災生活がはじまりました。食べるものは空港の売店の商品!?(かまぼこや仙台銘菓など)を配給していただきました。停電のため、電灯がつかないだけでなく、情報も遮断されてしまいました。携帯電話も電源が切れると充電することができません。

日が暮れると徐々に気温も下がり、夜には0℃を下回っていたと思います。深々と冷え込むという表現がピッタリとくる感じです。空港にあった毛布がお年寄りや女性の方々に優先に配られました。全員には行きあたりません。

私は搭乗口付近の椅子をねぐらにすることにしましたが、空腹よりも寒さに耐えるのが辛く、とりあえず持っていた服は全部着ました。ゴミ袋を足から履いて寒さを凌ぎましたが、じっとしてられなくて、空港内に設置された対策本部のスタッフに混ざり、体調不良を訴える方やご高齢の方々の支援や救援物資の運搬のお手伝いなどをして気を紛らしていました。

**翌**日から、救援のバスが不定期に到着し、お年寄りや子ども連れの家族の方々から先に、名取駅など最寄りの駅まで移送してもらいました。最後に私が空港を出たのは、地震発生後47時間余り経過した13日（日）の午後でした。

その後、バスやタクシーを利用して、仙台駅から山形駅を経由して新潟空港に行き、翌14日（月）の夜に保育園に戻ってきました。

**こ**の間、想像を絶する被災の現場を目の当たりにし、わずか4日間で2kgも体重が減るほどの被災生活を経験しましたが、一方で心あたまる思いやりの心に触れる2つの出来事がありました。

1つ目は、後日報道もされていましたが、日本人のモラルの高さです。

ターミナルビルに散乱した商品を片づける人はいなくても、略奪する人には出会いませんでした。あるスーツ姿の男性は、誰もいない売店のカウンターに

お金を置いて煙草を買っていました。また、配給される物を受け取るときや救援バスに乗り込む際もきちんと列をつくって待ち、文句をいう人は1人もいませんでした。

もう1つは、空港職員や航空会社の社員の方々の親切でかつ献身的な応対です。おそらく地元の方であれば、自分の家が津波に流され、家族の安否さえもわからない状況の中、「みなさん大丈夫ですか？ 具合の悪い方はおられませんか？」などと終始私たち旅行者のことを気遣ってくださいました。

今回いただいたプロ意識を超える人としての大きな思いやりの心に、言葉でいい尽くせない感謝の気持ちでいっぱいです。空港を後にするとき、見送ってくださった空港職員の方に「ご自身も大変な状況の中、本当によく世話をさせていただいてありがとうございました」とお礼をいったとき、目にいっぱい涙を浮かべておられた顔を一生忘れることはありません。

末筆になりましたが、この地震による未曾有の震災・大津波によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申しあげますとともに、被災されて避難所での生活を余儀なくされている方々、またそのご家族に対しまして心よりお見舞い申しあげます。

（塚本秀一／滋賀県大津市・保育の家しょうなん園長）

## 東日本大震災に遭った子どもたちの こころのケアの支援に携わる方のためのメール相談

東日本大震災に遭った子どもたち、ならびに被災地外でも災害に関して心理的にケアを必要とする子どもたちにかかわっていらっしゃる先生方からの相談をメールで受けつけています。

相談は無料です。お気軽に相談をお寄せください。

相談をお受けするのは、管理代表者の小林正幸をはじめ、臨床心理士、学校心理士、教職大学院教員など、子どもの保育・教育にかかわる、こころのケアの専門家です。

最終の相談への返事（メール）の内容は、小林正幸が校閲をして返信いたします。

本サイトの入口は教師以外は受けつけない感じですが、学校種で「その他」を使っただけであれば、震災の子ども心のケアの支援に携わる方である限り、どなたの相談でも受けるつもりです。

また、コラムなどで、専門家ではなくてもできる「子どものこころのケアの方法」も紹介しています。皆様にご活用いただけましたら幸いです。

<http://for-supporters.net/>

管理代表者：小林正幸 ● 東京学芸大学教授・臨床心理士・日本 EMDR 学会理事



2011年4月

公益財団法人 日本ユニセフ協会

**えほんをおくろう。えがおをおくろう。  
東日本大震災で被災した子どもたちのために、  
ユニセフ『ちっちゃん図書館』プロジェクト**

**被災地の幼稚園・保育園等からのご要望を受付けます**

ユニセフ（国連児童基金）の全面的な協力のもと、子どもたちやお母さんを中心に東日本大震災の被災者の方々への支援活動を展開している公益財団法人日本ユニセフ協会が、「子どもにやさしい空間」づくりの一環として、JBBY（日本国際児童図書評議会）と電通社会貢献・環境推進部のご協力を得て実施している、被災地の子どもたちに日本全国の皆様の想いの詰まった「絵本」と「笑顔」を届ける『ユニセフ ちっちゃん図書館』プロジェクト。

全国のみなさまから本当にたくさんの絵本や紙芝居、児童書をお寄せいただきました。一方、岩手・宮城両県で活動している支援チームからは、被災地の幼稚園や保育園などから『ちっちゃん図書館』に対するご要望が多数寄せられているという報告がございました。これを受け、日本ユニセフ協会では、被災地や被災地から避難されているの方々を受け入れられている地域の幼稚園、保育園等のみなさまから、『ちっちゃん図書館』のご要望の受付を開始いたしました。

■対象：東日本大震災で被災された地域、ならびに同地域から避難されているの方々を受け入れられている地域の幼稚園、保育園、児童福祉施設等（家庭福祉員、保育ママ等、自宅等で複数の子どもたちをケアされている方々を除き、原則として個人の方は対象外とさせていただきます）。

■お申し込み方法：ご希望のセット数（0～6才向けの絵本を中心にした約50冊で1セットとなります）と、施設名、郵便番号、住所、電話番号を、日本ユニセフ協会まで、EメールかFAXにてお知らせください。

Eメール：[jcuinfo@unicef.or.jp](mailto:jcuinfo@unicef.or.jp)（件名に「ちっちゃん図書館希望」とお書きください）

FAX: 03-5789-2036

■ご注意

- ・『ちっちゃん図書館』は、原則、郵送・宅配便で順次発送。輸送事情等により到着までお時間が掛かることが想定されます。
- ・先着順に対応させていただきます。数に限りがございますので、ご希望に添えない可能性もございます。
- ・本の種類等に関するご要望にはお応えいたしかねます。

■【お問い合わせ先】

公益財団法人 日本ユニセフ協会

ユニセフ ちっちゃん図書館係

Tel: 03-5789-2011（平日9:00～17:00）

Fax: 03-5789-2036

unicef 

子どもたちに救援物資を届けたい！

全走行距離2,072km

寄せられたみなさんの気持ちも大切に



3日前（4月19日）に電気が復旧したという、あっぶる保育園

**大**規模な地震と津波に襲われた東北・北関東の方々の姿を報道で見て、居ても立ってもいられずに「保育園の子どもたちに救援物資を届けよう！」と、私の園の保護者の方々、姫路市内の仲間の園にお願いして救援物資を急いで集め、お米も無洗米加工をしてもらい、仕分け作業が完了した3月21日午後6時、トラックの交代運転を引き受けてくださった保護者の白川さんと私は市内で軽油200ℓを積み込み、東北地方をめざして出発しました。

「緊急救援物資搬送車・兵庫県姫路市」と標記した私たちのトラックは12時間走り続けて福島県に到着（22日午前6時）、サービスエリアで被害状況を現

地の方とメディア関係者から聞きましたが、物資の届け先は決まらず、自衛隊・消防・マスコミの車、タンクローリーが走る高速道路をさらに北上し、仙台市内に入ることにしました。

大津波が押し寄せた若林区内を走っていると、偶然にも地元の方から私立認可保育園のあっぶる保育園（2年前に新設）を紹介され、トラックは無事、同園に到着。半澤和枝園長先生は快く物資の受け入れを許可してくださいました。そして素早い対応とお計らいで、同じ区内の保育園に分配されることになり、安堵して同じ道をすぐに引き返しました。

（三木充信／兵庫県姫路市・専徳寺保育園副園長）



寄せられた気持ちを大切に、丁寧に現地で仕分けに困らないよう注意して箱に詰めていきます



救援物資が入った段ボール箱が濡れないように細心の注意を！何度も何度もロープを確認して、出発です



車に「検索終了」の紙が貼ってありましたが、給油口は開けられて燃料は抜かれていました



まだ水が引いていない地帯が多く、何人もの方が人を探していました。少し盛りあがった泥は念入りに搜索しています



あっぶる保育園に到着。保育士のみなさんが物資の搬入を手伝ってくださいました



2年前に新設された園舎ですが、給食室は壊滅・園庭は陥没してしまったそうです



1つひとつ数量をチェックしていきます



無洗米を見た保育士から「お米～!!」と、思わず歓声があがりました

# 北海道・東北ブロック 東北地方太平洋沖地震の影響 (全私保連集約分)

(平成23年 4月5日時点)

集約時点	(情報源) 組織名・地域	概 要																																										
H23. 3. 14	青森県私立保育園協会	<p>*12 日土曜日はほとんどの園で、よほどの急用がない場合は保育できない旨を保護者に伝え対応。</p> <p>*34 施設から返事あり、ほとんどの施設では13日の朝までに停電が復旧。</p> <p>*三沢市のチャリティー第二保育園から、「園は大丈夫だが、職員の自宅が床上浸水になった」とのこと。</p> <p>*数園では卒園式を延期したとのこと。</p> <p>*返事があった各施設に限っては、燃料、食料の確保に不安はあるものの、おおむね順調とのこと。</p> <p>*八戸市の会員園のうち、白鷗保育園では玄関付近まで水が来たが大丈夫だったとのこと。</p> <p>*八戸市の会員外の湊保育園と浜市川保育園では床上まで浸水して、近隣の白鷗保育園等で受け入れているとのこと。</p> <p>*太字の地域で、白鷗保育園以外は比較的高台にあり、停電以外は被害はない模様。</p> <p>*すべての園で、食材と燃料の確保がむずかしい状況が続いている。</p> <table border="1" data-bbox="715 1240 1235 1765"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>会員施設数</th> <th>返事有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>青森市</td><td>20</td><td>14</td></tr> <tr><td>弘前市</td><td>5</td><td>2</td></tr> <tr><td><b>八戸市*</b></td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>平川市</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>五所川原市</td><td>8</td><td>1</td></tr> <tr><td>十和田市</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td><b>三沢市*</b></td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>黒石市</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>西津軽郡</td><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td><b>階上町*</b></td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td><b>おいらせ町*</b></td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>北津軽郡</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>59</td><td>34</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">太字*が太平洋側</p>	市町村	会員施設数	返事有	青森市	20	14	弘前市	5	2	<b>八戸市*</b>	4	4	平川市	9	6	五所川原市	8	1	十和田市	2	1	<b>三沢市*</b>	1	1	黒石市	3	2	西津軽郡	4	1	<b>階上町*</b>	1	1	<b>おいらせ町*</b>	1	1	北津軽郡	1			59	34
市町村	会員施設数	返事有																																										
青森市	20	14																																										
弘前市	5	2																																										
<b>八戸市*</b>	4	4																																										
平川市	9	6																																										
五所川原市	8	1																																										
十和田市	2	1																																										
<b>三沢市*</b>	1	1																																										
黒石市	3	2																																										
西津軽郡	4	1																																										
<b>階上町*</b>	1	1																																										
<b>おいらせ町*</b>	1	1																																										
北津軽郡	1																																											
	59	34																																										
H23. 3. 15	岩手県私立保育園連盟	内陸部の園は特段の被害なし、海岸部は把握できず。																																										
	宮城県	連絡取れず。																																										
	福島県	連絡取れず。																																										
	茨城県民間保育協議会	日の出保育園・潮来市日の出町の新設園舎が地盤沈下?により傾く。																																										

H23. 3. 16	秋田県民間保育所協議会	<p>(北海道地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とくに被害なし。函館付近で津波が少し海岸部に上がったが、とくに影響なし。</li> <li>・義捐金—札幌市私立保育所連合会でまとめて送金。</li> </ul> <p>(青森県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員外保育園で、三沢地区の1園が津波の影響で泥、土砂等が園舎床上に流入した。園舎が老朽化しているため廃園の方向。八戸地区の会員外保育園2園にも泥等が流入しているが、復旧は可能のようであり、それまで近隣の保育園を利用している。会員保育園には被害なし。</li> <li>・日用品（給食材料、ガソリン、灯油等）、医療品等が不足。ガソリン不足のため、職員の通勤が困難である。</li> <li>・義捐金—会員園に被害がないこともあり、義捐意識がどこまで高まるか。</li> </ul> <p>(岩手県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三陸地域3保育園あるが、現在のところ音信不通、状況不明である。</li> <li>・日用品不足。ガソリン不足のため、自家用車で通勤の保育士が通勤困難である。</li> </ul> <p>(秋田県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害保育園なし。3/16～18 計画停電実施。</li> <li>・日用品不足（給食材料、ガソリン、灯油等）。</li> </ul> <p>(山形県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害保育園なし、庄内地域もなし。</li> <li>・日用品不足。</li> </ul>
H23. 3. 17	八戸市保育連合会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石の鉢保育園園長より、三戸郡施設は被害なしとのこと。</li> <li>・かわぐち保育園より、おいらせ町は敷地浸水、建物被害なし、通常保育実施。</li> <li>・八戸市保育連合会会員施設68か園の園児・職員の人身にかかわる損害は皆無。</li> <li>・地震による建物・器物の被害は下記4施設。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*一部壁面の剥離、壁の一部亀裂。ボイラー停止。いずれも軽度の被害につき自前で修繕可。</li> <li>*ビデオデッキが落下により破損。</li> <li>*下記の2園を除く66園は通常保育実施。</li> </ul> </li> <li>・津波による被害 2施設（海岸沿い1・川沿い1） どちらも1～2mの高さで浸水し、基礎、外壁、一部のサッシを残すのみの損害に遭遇し保育不可。</li> </ul>

		<p>◆被害園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*新湊はますか保育園：修復復帰開園まで1か月前後。その間の協力園として隣接の白鷗保育園が受け入れ、保育実施。</li> <li>*浜市川保育園：修復復帰開園まで半月以上。その間の協力園として隣接の多賀台保育園が受け入れ、保育実施。</li> <li>*八戸市と協議し、3月14日より合同保育開始。</li> <li>・14日に青年職員が相互に連絡し自主的に後片づけ手伝いを行い、同日電話回線復帰。八戸市会長指示の下、各園長の協力により多数の保育園から多くのボランティア職員が派遣され、14～17日の4日間で重量物、車の撤去を除きおおよその園舎内外の後片づけ終了予定。</li> </ul>
H23. 3. 23	岩手県私立保育園連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐々木岩手県私保連会長より連絡があり、22日までに連絡が不通であった3園と確認が取れたとのこと。</li> <li>*岩手県下閉伊郡山田町 山田町第一保育園（施設床上浸水）…園児、職員については被害なし。</li> <li>*岩手県下閉伊郡山田町 豊間根保育園…園児、職員、施設については被害なし。 （現在、避難所として使用中）</li> <li>*岩手県釜石市 釜石親愛幼児学園…園児、職員、施設については被害なし。</li> <li>・他の会員園については、被災は免れたのではないかとのことだが、逐一情報が入りしだい連絡をいただけるとのこと。</li> </ul>
H24. 3. 24	茨城県民間保育協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県民間保育協議会事務局より、地震に伴う保育所（園）の災害の状況調査294園の情報があった。</li> <li>・茨城県内294園中、被害がなかったのは70園、人的被害は1園あり、職員が事務室のロッカーが倒れ腰を強打し、腰の骨にひびが入ったとのこと。</li> <li>・3月21日までの間に、休園期間は園によって異なるが休園の措置をとったところは、14園あった。</li> <li>・断水、復旧の目途が立たない、水道管は破損、上下水道の確保ができない園は36園あり、また水道水の濁り、給配水管の漏れ水がある園が7園あった。</li> <li>・ガソリン燃料不足のため職員の通勤に支障があり、人的確保がむずかしかった園が10園あった。また園バスも燃料不足で確保できないため、3園が運休した。</li> <li>・停電で食材が使えない、断水、計画停電や食材調達がむ</li> </ul>

		<p>ずかしいため、お弁当や水筒の持参をお願いした園が7園あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震当日迎えに来られない家庭（園児2名）があった。他1園では、都内勤務の保護者と連絡がつかず、園児3名、職員3名が泊り込みして翌日昼頃に引き渡した。また合同保育、変則時間保育、希望保育、緊急園児のみの保育、家庭保育のお願いをした園もあった。</li> <li>・園舎壁面のひび、亀裂が23園あり、瓦屋根の保育園では8園一部落下などの被害があった。</li> <li>・地盤沈下7園あり、陥没1園、液状化は2園あった。</li> <li>・多くは、壁面の落下が7園、壁面のひび、亀裂が38園あり、ゆがみなどがあったところもある。</li> <li>・園庭の地割れ、駐車場の地割れがあった園が21園あった。</li> <li>・ガラス戸、窓ガラスの破損は、約15園近くある。また破損落下の可能性があるとところもあった。</li> <li>・エアコンの落下や一部落下破損等が約20園近くあった。</li> <li>・ブロック塀やフェンス破損等が約7園あった。</li> <li>・この他、蛍光灯破損落下、防犯カメラ損傷、トイレ・風呂のタイル損傷、印刷機損傷、浄水槽陥没、サッシ鍵損傷、ボイラー室一部沈下、床の歪み、浄化槽周囲陥没、窓の開閉不可、園舎外壁の膨らみ、換気設備落下、階段コンクリート亀裂、照明枠の破損、外壁の時計落下、ボイラー損傷、備品の破損、本棚落下、非常階段にひび、給湯器落下、トイレの水漏れ、給食運搬用エレベータ故障、調理器具オーブンの転倒による破損、食器類の破損、玄関タイルに亀裂、時計が落下による破損、スピーカーの落下、物置の破壊、外トイレの破損、換気設備破損、事務用ロッカー破損、避難用滑り台の一部破損、物置瓦屋根破損、ドアの歪みと破損、エアコン室外機破損、高架水槽内部故障、門・スロープのコンクリート崩れなどの被害もあった。</li> </ul>
H23. 3. 31	岩手県私立保育園連盟	<p>佐々木岩手県私立保育園連盟会長より連絡があり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県下閉伊郡山田町 山田町第一保育園（施設床上浸水）*園児2名死亡、行方不明1名との報告。</li> </ul>

H23. 4. 4	千葉県民間保育振興会	<p>浦安市：入船北保育園（下水道に被害があり現在修復中） 同：弁天保育園（液状化による被害あり詳細不明）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旭市・銚子市内の各保育園については、園舎内の壁等に軽微なひび割れが散見される程度で、大きな被害は出ていない。</li> </ul>
H23. 4. 5	栃木県民間保育園連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>足利市：龍泉寺保育園…乳児棟、職員室の壁等にひび割れが発生。</li> <li>河内郡：上三川幼児園…1階園舎壁に亀裂が入り、保育室として使用不可。</li> <li>宇都宮市：陽西保育園…園舎の壁に多少ひび割れが入ったが修繕不要なレベル。</li> <li>足利市：小俣幼児生活団…倉庫の外壁にひび割れ、屋根瓦が数枚破損。</li> <li>大田原市：おおたわら保育園…園舎2階使用不可、壁に多数亀裂。</li> <li>宇都宮市：宝木保育園…園舎の壁に多少ひび割れが入ったが修繕不要なレベル。</li> <li>栃木県での人的被害はないと報告あり。</li> <li>今後情報が入りしだい、随時連絡をする。</li> </ul>



且の原保育園（大分県大分市）より、「子どもたちの笑顔のために…」  
「復興を祈って…」 「同じ保育園児をもつ方へ、ほんの少しですがお役立てください…」 という保護者の方のメッセージとともに、本連盟災害救援募金に届けられた子どもたちのメッセージです。  
本当にありがとうございました。

ぼんが、お母さんのおてつだいを  
ためたお金であ  
こまて「る人につかてく  
たさい。

# 東日本大震災 災害への救援募金のお願い

多くの善意をお寄せいただきありがとうございます

## 東日本大震災および長野県北部の地震にかかわる 保育三団体被災地支援募金事業報告

去る3月11日に発生した東日本大震災及び3月12日の長野県北部の地震における被災地域の保育園や保育活動を支援するために、保育三団体（社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会）で実施した保育三団体被災地支援募金にご協力をいただきありがとうございました。

4月19日現在の募金額は、110,760,876円になりました。

保育三団体では、4月19日に保育三団体被災地支援募金事業打合せ会を開催し、現在の募金額の中より第1期として下記の確認事項に基づいて送金を行うことや、復興に向けて継続的に支援することが大事であり、募金期間を延長することなどを確認しました。

### 保育三団体の確認事項

#### 【第1期の送金】

- 1 岩手県、宮城県、福島県に各2,000万円を送金する。
- 2 上記3県以外の県には、災害救助法が適用された市町村の保育所への見舞金相当額を送金する。<sup>\*1</sup>
- 3 1、2とも該当する県の保育組織に一括送金をする（本件にかかる各県の所管組織を1本としていただく）。
- 4 本支援募金事業実施要綱上の募金の使途に基づき、公私立を問わず保育活動を支援するための費用とする。具体的には、被災した保育施設の補修や再建、物品の購入、被災した保育士等職員への支援等、県の保育組織が必要と認めた活動の費用にあてる。

\*1 災害救助法が適用されている市区町村が存する県・指定都市は、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、千葉市、長野県、新潟県（長野県北部の地震によるものも含む。帰宅困難者対応の東京都は除く）。

#### 【募金期間の延長】

第2期 平成23年4月29日(金)～6月30日(木)

〔第1期は、平成23年3月17日(木)～4月28日(木)〕

## 第2期も、引き続き支援募金のご協力をお願いします

今回の震災では、保育園が滅失するなど、再開の目処がたたず、保育士等職員の雇用など法人運営を継続することができない状況の保育園が多くあります。第2期は、保育所運営費から支出いただく募金を中心として、このような私立保育園の保育再開・再建支援等の費用にあてることを主な目的として支援募金の募集を行います。引き続き、ご理解、ご協力をお願いします。

### ■保育三団体被災地支援募金 振込口座

金融機関 三井住友銀行

支店名 東京公務部（店番号：096）

口座 普通預金 167251

口座名義 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会

保育三団体被災地支援募金

（シャカイフクシホウジンゼンコクシャカイフクシキョウギカイ  
ゼンコクホイクキョウギカイ ホイクサンダンタイヒサイチシエンボキン）

\*なお、手数料についてはご負担いただいています。三井住友銀行間であれば、「受取人払い」という手続きで、義援金から差し引くかたちで入金ができるようになっていきます。被災した地域の子どもたちにとって最善のものとなるよう、引き続き保育三団体で取り組んでいきますので、何卒ご理解をくださいますようお願い申し上げます。また、送金については、組織単位、保育園、個人でも結構です。

## ■締切日 第2期：4月29日（金）～6月30日（木）

- \* 4月25日現在、「全国私立保育園連盟 災害救援募金」に25,464,037円が寄せられております。
- \* 本連盟は、災害救助法適用の被災地の本連盟加盟組織及び宮城県、福島県の個人会員園に対し「お見舞金」を送金させていただきます。
- \* ご不明な点は、下記までご連絡ください。  
公益社団法人 全国私立保育園連盟事務局  
TEL 03-3865-3880 / FAX 03-3865-3879  
E-mail : ans@zenshihoren.or.jp

## 保育所運営費から災害義援金の支出が可能となりました

今回の東日本大震災は、その被害が極めて甚大であることから、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課は、被災地に対する災害義援金の支払いを、保育所運営費から特例的に支出することができる旨を示しました。

本来、保育所運営費は事業費や人件費、管理費など保育の実施に伴う最低基準を維持するための費用ですが、法人運営に支障を来さない範囲で、所轄庁と協議のうえ、支出することができるとしています（詳細は、下記をご参照ください）。

また、当該「事務連絡」通知には、保育所運営費が原資であることから、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等を目的としている募金先に寄付することが望ましいと示されており、「保育三団体被災地支援募金」はそれに合致するものです。ぜひ市町村行政とご相談いただき、運営費からの支援募金の支出にご協力をお願いします。

なお、既に運営費から支援募金を支出した事例をご紹介します。

### ★運営費から支出した事例

- ① A県は、運営費からの支出について市町村に通知、保育園ごとの協議を不要とした。
- ② B指定都市は、1保育園あたり、定員数×2,000円、および預金利息を運営費から支出できることを市保育組織と協議し、各保育園に周知した。
- ③ C保育園は、節電や節水などの工夫や努力で運営費から募金額を捻出した。

### ★参考

#### 保育所に係る「東日本大震災」Q&A

（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課／事務連絡／平成23年4月7日）

Q／保育所運営費から、被災地に対する災害義援金を支払うことは可能か。

A／通常では、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号）の通知により、運営費から災害義援金を支払うことは、弾力的な運用の範囲外であると解される。しかしながら、今回の東日本大震災は、その被害が極めて甚大であることに鑑み、保育所運営費から、東日本大震災に係る災害義援金を支払うことについては、特例的に「保育所運営費の経理等について」等の通知に規定する使途範囲以外の支出に抵触しない取扱いとする。災害義援金の支出に当たっては、法人運営に支障を来さず、理事長の専決規定の範囲内、若しくは、理事会・評議員会の承認を得て、所轄庁に協議を行った上で支出することとする。なお、今般の災害義援金は、保育所運営費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましい。

\* 以下、本臨時増刊号20頁をご参考にしてください。

---

★参考

## 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震にかかわる 保育三団体被災地支援募金事業実施要綱

### 1 目的

本事業は、名称を東北地方太平洋沖地震保育三団体被災地支援募金事業（以下、「募金事業」という。）とし、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災地域における保育所および保育活動等を支援することを目的とする。

### 2 実施主体

募金事業の実施主体は、社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会の三団体（以下、保育三団体）とする。

### 3 募金の募集

募金の募集は、平成23年3月17日～平成23年4月28日を期間として募集する。ただし、状況に応じ保育三団体で協議のうえ延長することができるものとする。

第2期として、平成23年4月29日(金)～6月30日(木)に延長する。

### 4 募金の管理

募金は、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会が専用の口座を開設して管理することとする。

なお、管理は社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会の他の事業と明確に区分できる方法で行うものとする。

### 5 募金の使途

募金は被災地域の保育所、保育組織、および被災地域における保育活動を支援することを目的として行われる次の事業等を主な使途とする。

- (1) 被災した保育施設の補修、再建にかかわる費用
- (2) 被災した保育施設が必要とする物品の購入にかかわる費用
- (3) 被災地において行われる保育活動及び保育活動を支援する活動で、被災地の保育組織または保育三団体が必要と認められた活動にかかわる費用
- (4) 保育三団体が直接実施する事業費、振込み手数料などの事務にかかわる経費  
ただし、募金総額の5%以下とする。
- (5) その他、保育三団体が必要と認めた事業に要する費用

### 6 募金の配分先

募金の配分先は、原則として次のとおりとする。

- (1) 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により災害救助法が適用されている地域のうち、平成23年3月11日～平成23年4月28日までの期間において、被害を受けた保育所が所在する都道府県・指定都市等の保育組織
- (2) その他、上記に準ずる地域で保育三団体が必要と認めるところ

### 7 募金の配分決定等

募金の配分決定は、保育三団体のそれぞれの団体を代表する者の合意をもって行うこととする。

---

# 「東北地方太平洋沖地震」に関連した国の事務連絡通知

23 初児生第2号  
 雇児総発0401第4号  
 平成23年4月1日

各 { 都道府県教育委員会担当課長  
 指定都市教育委員会担当課長  
 都道府県私立学校主管課長  
 附属学校を置く各国立大学学長  
 小中等学校を設置する学校設置会社を  
 所轄する構造改革特別区域法第12条第  
 1項の認定を受けた地方公共団体の長

各 { 都道府県  
 指定都市 } 児童福祉主管部(局)長 殿  
 児童相談所設置市

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援について

今般の東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援に関してご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
 現在、被災地における子ども達の状況把握や学校再開に向けた取組が行われるとともに、被災地から避難している子ども達を受け入れる地方公共団体においては子ども達の転校手続き等が進められているところですが、下記に留意の上、児童相談所と教育委員会が連携を図り震災孤児の把握や支援に努めて頂きますようお願いいたします。

## 記

- 1 児童相談所における取組
  - (1) 被災地の児童相談所における取組  
 被災地の児童相談所では、避難所等を訪問して孤児となった子ども達の把握に努めているところですが、引き続き把握に努めて頂きますようお願いいたします。  
 また、親族等によって養育を受ける場合であっても、養育や生活に関する助言や未成年後見人の選任に関する助言等、児童相談所のかかわりが必要となるので把握していただきますようお願いいたします。
  - (2) 上記以外の児童相談所における取組  
 被災地から避難している子ども達に関して、養育や生活に関する相談等において孤児であることが判明することもありますので、その場合には相談ニーズを適切に把握するとともに、児童相談所のかかわりが必要であることは上記(1)と同様です。
- 2 教育委員会等における取組
  - (1) 被災地の教育委員会等における取組  
 被災地の学校、保育所では、子ども達の安否確認を行うとともに再開に向けた準備が始められているところですが、これらの取組において孤児となった子ども達を把握した場合には、管轄する児童相談所に適切に連絡していただきますようお願いいたします。
  - (2) 上記以外の教育委員会等における取組  
 被災地から避難している子ども達に関して諸手続きに係る事務を行った際に、親族に引き取り取られた孤児であること等が判明した場合には、現住地を管轄する児童相談所に適切に連絡していただきますようお願いいたします。
- 3 児童相談所及び教育委員会等における取組
  - (1) 相談窓口の周知  
 被災した子ども達に關しての児童相談所及び教育委員会等における相談窓口について住民に周知していただきますようお願いいたします。

事務連絡  
平成23年4月7日

各都道府県  
指定都市  
中核市 } 保育担当部局 御中

(2) 情報の共有

震災孤児に対してきめ細やかな対応を行うため、児童相談所において集約された情報に関して、教育委員会等とも情報共有が適切に行われるようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所管の私立学校に対して、都道府県・指定都市・児童相談所設置市の児童福祉主管部(局)にあっては、児童相談所及び市町村に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

また、保育関係団体等にもこの趣旨について周知されるようお願いいたします。

本件連絡先

【教育関係】

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課企画係

(電話) 03-6734-3054

【福祉関係】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

総務課児童相談係

(電話) 03-3595-2166

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応等についてお示しした「東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」(平成23年3月11日雇児総発第1号・社援総発第1号・障企発第1号・老総発第1号)を補足するため、平成23年3月25日付事務連絡により、「保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」Q&A」(以下Q&A)を发出したところ です。

今般、保育所運営費からの災害義援金の支払いについて、Q&Aに追加(質問23)しましたので連絡いたします。

また、このほかにも疑義等があれば、随時御照会くださいますようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局保育課

代表: 03-5253-1111

直通: 03-3595-2542

○全般 企画調整係 田上、高橋、渡部(内7920)

○Q14~23 運営費係 岩瀬、加藤 (内7929)

○Q25~26 地域保育係 胡内、島田 (内7928)

## 保育所に係る「東日本大震災」Q &amp; A

番	区分	質問	回答
1	入所関連	被災地からの避難者が保育を希望した場合、住民登録の移転等をしなくても入所させることができるか。	被災児童の保育については、「東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特別措置等について」(平成23年3月11日厚生労働省通知)(以下 0311号通知)に基づき、広域的調整体制の下で行うこととなり、住所変更がない場合であっても入所させることとして差し支えない。
2	入所関連	「0311号通知」の3(1)(ア)において、「措置が継続しているものとして」とあるが、これは避難元に籍を置いたまま避難先に入所させることで出来るという意味か。	避難先において保育を行う場合、避難元の保育所は退所するものとする。避難元市町村との連絡調整が行えない場合においては、退所したものとみなして取扱うこととされた。
3	入所関連	被災地からの避難者が保育所入所を希望した場合、「保育に欠ける認定」を行うのか。避難元で既に保育所を利用していた場合には、新たに入所決定をすることは不要か。	避難先での生活状態と、避難元での生活状態は異なるものと考えられるため、避難先において、新たに「保育に欠ける」認定を行うこととなる。この場合、各自自治体の判断において、保護者からの聞き取りのみで判断する等、手続きの簡素化を行って差し支えない。
4	入所関連	被災地からの避難者が、日中自宅等の復旧や、家族・知人の捜索等のために保育を希望する場合、「保育に欠ける」と認定してよいか。	児童福祉法施行令第二十七条において、保育に欠ける要件として、第五号 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。第六号 前各号に類する状態にあること。と規定されており、「保育に欠ける」と認定して差し支えないと考えている。
5	入所関連	子のみを親戚等に預け、復旧等のため、両親が被災地に民る場合、保護者は避難先の親戚等になるのか。その親戚等を基準に「保育に欠ける認定」を行うのか。	利用児童を直接に保護している保護者(この場合、親戚等)に着目して「保育に欠ける認定」を行うこととなる。なお、この場合においても、入所選考に当たり、優先的取り扱いをすべきと認められる場合には、優先的に取り扱うこととして差し支えない。
6	入所関連	被災児童が「保育に欠ける」と認定された場合、選考において特に優先するなどの配慮をしなければならぬか。	当該避難世帯の状況(被災状況、保護者が復旧活動等に従事する時間、就労等の状況)を踏まえ、優先的に保育所に入所させる必要があると認められるときは、優先的な取り扱いを行うようお願いしたい。
7	入所関連	震災の影響により、企業によっては休業や育児休業の延長を行うケースがあるが、現在入所している、あるいは入所する予定の児童の保護者がこのケースに当たる場合、保育の実施を解除・延長すべきか。	各自自治体において、待機児童の状況や、当該企業の休業・育児休業の延長の期間等によって、個別に判断することとなるが、休業・育児休業の終了後、就労が開始されることが確実であり、かつ他の児童との間に著しい不公平が生じない限り、継続して保育する、又は予定どおり保育所に入所させることとして差し支えない。
8	入所関連	「0311号通知」の3(1)(イ)において「措置費施設等」とあるが、この等にはどこまで含まれるのか。	児童の処遇に著しい影響を生じない範囲において、児童を受け入れる体制が整っている施設を含む。

# 保育所に係る「東日本大震災」 Q & A

4月7日時点

番	区分	質問	回答
9	最低基準	震災による被害や計画停電による影響等により、自園調理が困難になるなど、最低基準に抵触してしまう恐れがあるが、保育所を休止すべきか。	今般の震災の影響により、児童福祉施設最低基準を一次的に満たすことができなくなった保育所についても、利用児童の処遇に著しく影響を与えない限り、継続して保育を行うこととして差し支えない。
10	最低基準	自園調理を行うことが困難である場合、どのように対応すべきか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルトパウチ食品等、調理しなくても食べられるものを利用する</li> <li>・乳児のミルクについては、あらかじめポット等に入れたお湯を使うこと等により、保温管理を行うた上で調乳する</li> <li>・計画停電の時間と調理時間をずらすなど、柔軟な対応をする。</li> <li>・保護者に弁当持参の協力を求める 等</li> </ul> なお、この場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理の徹底に万全を期すようお願いする。
11	最低基準	被災地からの避難者の児童を保育する場合、児童福祉施設最低基準を下回ることが認められるか。	利用児童の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、被災児童の受け入れにより、最低基準を一次的に下回ってもやむを得ないものと考えている。
12	最低基準	被災地からの避難者の児童を保育する場合、一時的な保育であるので、「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月3日児保発第三号)1(1)の年間平均在所率に算入しないこととしてよいか。	被災児童の受け入れについては、年間平均在所率の計算に算入しないこととして差し支えない。
13	最低基準	被災地の援助のために保育士を派遣したいが、そのために児童福祉施設最低基準の職員配置基準を下回ることとなるか。	利用児童の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、応募保育士の派遣により、配置基準を一次的に下回ってもやむを得ないものと考えており、自治体におかれどもご配慮をお願いしたい。
14	運営費	「0311号通知」の3(1)(ア)において「避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。」とあるが、保育所運営費も市町村間ではなく、施設同士で調整して支払うのか。	保育所運営費は、広域入所と同様市町村間で調整していただきたい。
15	運営費	「0311号通知」の3(1)(ア)において「避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。」とあるが、避難元施設がある市町村において災害被害のため、調整機能や費用負担能力が機能していない場合があるが、その場合どうしたらよいのか。	避難元施設の市町村が機能が想定できない場合があるが、その場合には、避難先市町村の住民と同様の取扱いをして頂くことや、避難元施設の機能回復後に当該市町村に費用を請求する等の方法が考えられる。
16	運営費	避難先市町村の判断において、避難先市町村の公費負担において、被災児童の保育を実施することとして良いか。	差し支えない。この場合、避難先市町村において保育所運営費の支弁を行う旨、避難元市町村と緊密な連絡調整を図るようお願いしたい。事後調整による場合も同様である。

## 保育所に係る「東日本大震災」 Q &amp; A

番	区分	質問	回答
17	運営費	震災の影響で、避難元市町村が調整能力や費用負担能力を有しておらず、避難先市町村が保育料を徴収することとなった場合、保育料の減免は可能か。	「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号)に基づき、災害の状況に応じた保育料の階層区分の変更が可能である。また、避難先市町村の判断により、独自に避難先市町村の負担で保育料の減免を行うことは差し支えない。なお、避難元市町村と事後調整を行う場合は、保育料も含めての調整が必要と考えられる。
18	運営費	「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号)に基づき、災害の状況に応じた保育料の階層区分の変更を行う場合、課税額の推計をどのように行うのか。	被災児童に対する当該通知の適用に当たっては、保護者からの聞き取り等簡便な方法により、該当する階層区分を決定するなど、実情に応じて柔軟に対応して差し支えない。
19	運営費	保育所が被害にあったが、3月途中から再開した場合に保育料や保育所運営費は日割りしてよいか。	保育の実施が行われていない施設においては、保育料は日割りで算出すること。3月中の保育所運営費については、3月中に業務を再開した場合、保育の実施が継続しているものとして支弁する。4月以降の取扱いについては、別途お示ししたい。
20	運営費	保育所が被害にあつたため、3月中に保育を再開できない場合に3月分の保育料や保育所運営費の取扱いはどのように行うのか。	3月中に保育を再開できない場合においても、保育料は日割りで算出することとし、保育所運営費についても保育の実施が継続しているものとして支弁する。
21	運営費	被災により、4月以降についても保育の再開が困難な保育所又は保育を実施しているが、被災により「月初日の入所児童数」が著しく減少した保育所などについて、保育所運営費の特例的な取扱いが可能か。	このような保育所において、法人と職員の雇用契約は継続しており、法人の職員の職務として、当該職員が例えば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設保育所での保育</li> <li>・ 避難所等での保育支援活動</li> <li>・ 他の保育所への職員派遣</li> <li>・ 保育所以外の児童福祉施設や社会福祉施設への職員派遣</li> </ul> 等により、何らかの福祉業務等に従事している場合は、交付要綱に基づく特例承認により、運営費(人件費・管理費相当)を支弁する予定。ただし、雇用調整助成金や失業手当等の他施策と重複する場合、当該部分は対象外となる。
22	運営費	職員派遣要請に基づき、主任保育士を派遣した場合に主任保育士は、主任保育士業務に専従ではなく、主任保育士専任加算は派遣している期間減額になるのか。	当該要請に応じて主任保育士が派遣された場合は、主任保育士専任加算は主任保育士がいないう期間においても、加算対象となる。

# 保育所に係る「東日本大震災」 Q & A

4月7日時点

番	区分	質問	回答
23	運営費	保育所運営費から、被災地に対する災害義援金を支払うことは可能か。	通常では、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)の通知により、運営費から災害義援金を支払うことは、弾力的な運用の範囲外であると解される。しかしながら、今回の東日本大震災は、その被害が極めて甚大であることに鑑み、保育所運営費の経理から、東日本大震災に係る災害義援金を支払うことについては、特例的に「保育所運営費の経理等について」等の通知に規定する使途範囲以外の支出に抵触しない取扱いとす。災害義援金の支出に当たっては、法人運営に支障を来さず、理事長の専決規定の範囲内、若しくは、理事会・評議員会の承認を得て、所轄庁に協議を行った上で支出することとする。なお、今般の災害義援金は、保育所運営費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましい。
24	その他	これらの弾力的な対応を行う対象となる被災地の範囲はどこか。	施設の運営に係る弾力的取り扱い(自園調理が困難な場合等)については、それぞれの地域の実情に応じて対応することとして差し支えない。被災者・避難者保育の実施に係る弾力的な取り扱いは、災害救助法の適用市町村における被災者・避難者(東京都等の帰宅困難者を除く)を対象とする。
25	その他	通常行っている夜間保育や延長保育が、震災による被害や計画停電による影響等により行うことが困難な場合、どのように対応すればよいか。	地域の保育に対する需要に応じ、できる限り保育を継続することが望ましいが、保護者の協力を得た上で、夜間・夜間延長保育の短縮・休止を行うこととして差し支えない。
26	その他	被災地または被災地からの避難者の児童における保育料については「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知)の規定に基づき保育料の減免を可能としているところであるが、延長保育等の多様な保育サービス(一時預かりを含む)に係る利用料の減免は可能か。	延長保育等の多様な保育サービス(一時預かりを含む)に係る利用料については、保育所(実施施設)と利用者(保護者)との契約となる場合は、市町村で特段の定めがある場合を除いては、保育所(実施施設)の判断により、利用料の減免を行うこととして差し支えない。



保育通信臨時増刊 No.672

平成23年4月30日発行

第3種郵便物認可 昭和40年1月28日

定価250円(本体239円)

発行所・発行人

公益社団法人 全国私立保育園連盟

会長：黒川恭眞

〒111-0051 東京都台東区蔵前4-11-10

TEL 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879

URL:<http://www.zenshihoren.or.jp/>

E-mail:[ans@zenshihoren.or.jp](mailto:ans@zenshihoren.or.jp)

編集人：村井祐昭

印刷：(株)ユニバーサル・プリント